

協議項目第 2 号

合併の時期について

合併の時期について提出する。

平成 1 4 年 8 月 2 0 日提出

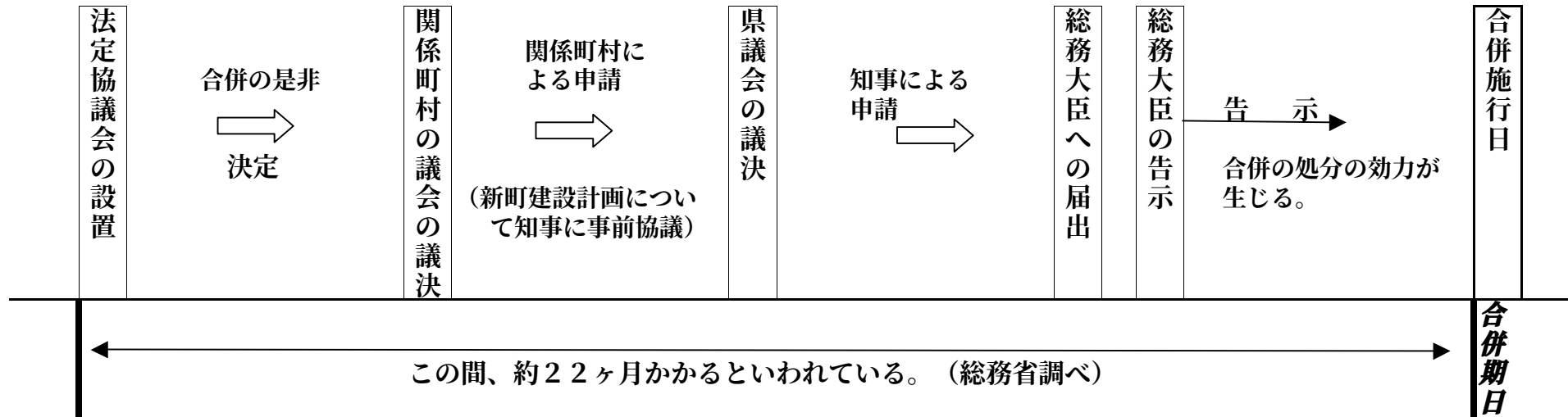
上島合併協議会長 木 下 良 一

合併の時期について
平成 1 6 年 1 0 月 1 日の合併を目標とする。

平成 年 月 日確認

合併の時期について

【市町村合併の手続き】



【合併期日について】

昭和40年から平成13年12月までに全国で市町村合併が行われた件数は、153件ですが、そのうち年度替りの4月1日に合併を行った件数は、40件である。

4月1日以外の合併では、1月1日、5月1日、11月1日など、「1日」に合併したケースが多い。

ただし、4月1日に合併するとした場合は、次のことに留意する必要がある。

- ① 年度替りの事務量（従来の事務と新町の事務）が膨大なこと。
- ② 合併による法人格消滅に伴う決算については、出納整理期間はなく、即日決算であること。
- ③ 年度末には、国・県の支出金の受け入れなどが集中するなど、収入・支出の件数も多く、暫定予算の調整の上で細やかな注意を要すること。
- ④ 合併する年度の新規採用者についても、採用試験について協議する必要があること。